## 公告文

- 記の3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格
  - (1) 公募型プロポーザル方式 に参加しようとする者は、 単独企業又は複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

質問	回答
コンソーシアムを組まずに再委託という型式を取る事は可能か。	釧路市の委託契約では、再委任の取り扱いは一般的に「業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、釧路市の承諾を得た場合は、この限りでない。」とさせていただいておりますので、承諾を得た場合は可能です。
再委託が可能な場合、「⑤市内に本店、支店または営業所等を有していること。」は条件になるか。	再委任を承諾する場合、再委任先に「⑤市内に本店、支店または営業所等を 有していること。」の条件は本公告では求めていません。
再委託が可能な場合、プレゼンテーションに再委託先の参加は可能か。	再委任したい企業のプレゼンテーション審査への参加は可能です。 なお、再委任しない場合でもパートナー企業等の参加は可能です。
再委託が可能な場合、どのような方法での手続きになるのか。また、期限については7月15日の参加表明書提出期限とは別と理解しても良いか。	再委任の正式な承諾は契約時に行うことになりますので、お見込みのとおり参加表明や提案書提出の期限とは別になります。 再委任する場合は提案書の「2.実施体制」で再委任を含めた体制を記載してください。 受託者が決定した後、契約時に再委任の申請を行っていただきます。 書式等については、契約時にお示しいたします。

## 公告文

- 記の3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格
  - (2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
  - ⑤ 市内に本店、支店または営業所等を有していること。

質問	回答
参加資格について、コンソーシアムの構成員も釧路市内に本店、支店、営業 所を有している事が条件になるのか。	お見込みのとおり、コンソーシアムの場合は構成員全てが条件を満たすこととしております。
コンソーシアムの代表者と構成員の定義を示してほしい。	コンソーシアムの構成員は、事業を役割分担等の方法により協力して実施するための協定を結んだ、資格要件を満たす企業等を言います。代表者は構成員の中から協定により選ばれた代表の企業等を言います。

公告文 記の5 参加表明書の提出等 ① 提出書類 エ コンソーシアムの場合、協定書の写し	
質問	回答
協定書について釧路市指定のフォーマットはあるのか。	様式は任意です。

公告文 記の8 提案書作成要領 (2) 提案書項目及び記載内容	
質問	回答
提案書の項目について配点は如何。	非公開とさせていただきます。

公告文 記の9 プレゼンテーション審査の実施	
質問	回答
構成員や再委任先の企業がプレゼンテーションすることも可能か。	可能です。
	人数制限は設けませんが、オンラインによるプレゼンテーションに参加する 構成員等の1企業あたりの接続は2つまでを基本とし、企業名と説明者の氏 名を明らかにしてください。 それ以上の接続が必要な場合は別途協議させていただきます。

その他	
質問	回 答
数値的なエビデンスはあるか。	釧路市デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進方針に基づきスマートフォンの活用を進めるにあたり、デジタルへの対応が困難な方への支援が必要と考え、スマートフォン教室の実施を行うこととしました。特に釧路市公式LINEアカウントの活用を考えていることから、当該アカウントの友だち数の増加を目指しています。